

○津山工業高等専門学校被服貸与規程

〔 昭和41年4月1日
規 程 第 4 号 〕

改正 平成16年3月19日規程第12号 平成30年12月12日規程第14号

第1条 本校の被服貸与については、独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則（平成16年規則第39号）その他関係法令の定めるところによるほかこの規程による。

第2条 教職員（以下「使用者」という。）で次号に掲げる職務に従事する場合は、必要により被服を貸与することができる。

- (1) 技術職員
- (2) 看護師
- (3) 教員
- (4) 施設係職員

2 前項の被服は、予算の範囲内において調製するものとする。

第3条 被服の貸与基準については、別表のとおりとする。

第4条 貸与期間経過後の被服はこれを検査し、使用に堪え得るものは相当の期限を定めて使用させ、使用に堪えないと認めたときはこれを返納させ、新たに貸与するものとする。

第5条 被服は、みだりに交換・転貸又は原型変更をしてはならない。

第6条 使用者は被服を大切に使用し、責任をもって保管し、故意又は過失により亡失又は毀損したるときは、これを弁償させることがある。

第7条 被服の修理及び洗濯は、各自使用者においてこれをなすものとする。

第8条 使用者が貸与期間中に退職、転任等で離職する時は、すみやかに被服を物品供用役を経て物品管理役に返納するものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 本規程の施行前にすでに貸与した被服については、本規程を適用する。

附 則（平成16年3月19日規程第12号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月12日規程第14号）

この規程は、平成30年12月12日から施行する。

別表（第3条関係）

被服貸与基準

職務区分	種別	貸与する数量	貸与期間	備考
看護師	白衣	1着	1年	
技術職員	作業衣	1着	2年	
教員	作業衣	1着	2年	
施設系職員	作業衣	1着	2年	